

入札参加業者の皆様へ

平成21年5月1日
上下水道局企業総務課

～郵便入札による「特定記録郵便」の取り扱いについて～

郵便サービスの変更により『配達記録郵便』が廃止され、新たに取り扱いが開始された『特定記録郵便』による入札書の取扱いについては、受取人が郵便物を受け取った記録が残らないため、5月1日以降に公告又は指名通知する案件からは、普通郵便と同様に「無効」となりますので、ご注意ください。

必ず『一般書留』又は『簡易書留』にて送付してください。